

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度があります(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

- ※ 問い合わせ先は裏面をご確認ください。
- ※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

問い合わせ先

事務所名	電話番号	所在地	主な所管区域
前橋行政県税事務所	027-234-1800	前橋市上細井町2142-1 (群馬県前橋合同庁舎1階)	前橋市
渋川行政県税事務所	0279-22-4050	渋川市金井395 (群馬県渋川合同庁舎1階)	渋川市、榛東村、吉岡町
伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	伊勢崎市今泉町一丁目236 (群馬県伊勢崎合同庁舎)	伊勢崎市、玉村町
高崎行政県税事務所	027-322-6297	高崎市台町4-3 (群馬県高崎合同庁舎1階)	高崎市、安中市
藤岡行政県税事務所	0274-22-1442	藤岡市下栗須124-5 (群馬県藤岡合同庁舎1階)	藤岡市、上野村、神流町
富岡行政県税事務所	0274-63-2245	富岡市田島343-1 (群馬県富岡合同庁舎1階)	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所	0279-75-3300	吾妻郡中之条町大字中之条町664 (群馬県中之条合同庁舎1階)	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	0278-22-4336	沼田市薄根町4412 (群馬県利根沼田振興局庁舎1階)	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所	0276-31-3261	太田市西本町60-27 (群馬県太田合同庁舎1階)	太田市
桐生行政県税事務所	0277-53-2113	桐生市相生町二丁目331 (群馬県桐生合同庁舎1階)	桐生市、みどり市
館林行政県税事務所	0276-72-4461	館林市仲町11-10 (群馬県館林合同庁舎2階)	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

群馬県 納税の猶予 検索 